

暮らし・にぎわい再生事業補助金交付要綱

平成 19 年 4 月 1 日
国都まち第 119 号
国都市第 420 号
国住街第 259 号
国土交通省都市・地域整備局長通知
国土交通省住宅局長通知
改正 令和 5 年 3 月 31 日

第 1 通則

暮らし・にぎわい再生事業に係る国の補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年 12 月 21 日総理府・建設省令第 9 号）、暮らし・にぎわい再生事業制度要綱（平成 19 年 4 月 1 日国都まち第 118 号、国都市第 419 号、国住街第 258 号）（以下「制度要綱」という。）及び関係通達の定めるところによるほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第 2 補助対象

- 1 補助金の交付の対象は、地方公共団体、都市再生機構又は協議会が行う次の各号に掲げる事業及び民間事業者等が行う次の各号に掲げる事業に対する地方公共団体の補助とする。

一 コア事業

イ 都市機能まちなか立地支援

- (1) 調査設計計画費
- (2) 土地整備費
- (3) まちなか立地に伴い追加的に必要な施設整備費
- (4) 賑わい交流施設整備費
- (5) 供給処理施設整備費、空地整備費等（市街地再開発事業等の採択要件を満たすものに限る。）
- (6) 施設購入費
- (7) 事務費

ロ 空きビル再生支援

- (1) 調査設計計画費
- (2) 改修工事費
- (3) 共同施設整備費
- (4) 賑わい交流施設整備費
- (5) 施設購入費

(6) 事務費

ハ 賑わい空間施設整備

- (1) 調査設計計画費
- (2) 建築物等除却費
- (3) 公開空地整備費
- (4) 施設購入費
- (5) 事務費

二 附帯事業

イ 計画コーディネート支援

- (1) 再生事業計画の作成に要する費用
 - (i) 住民意向調査等
 - (ii) コンサルタント派遣
 - (iii) 暮らし・にぎわい再生事業計画作成
- (2) コーディネート業務に要する費用
 - (i) まちづくり活動支援
 - (ii) 計画立案・調整

ロ 関連空間整備

- (1) 駐車場の整備費
- (2) 緑化施設等の整備費
- (3) 施設購入費

第3 補助金の額

1 都市機能まちなか立地支援

地方公共団体、都市再生機構又は協議会が実施する事業にあつては、次に掲げる費用の合計の3分の1以内の額とし、民間事業者等が実施する事業にあつては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する額の2分の1以内で、かつ、当該費用の3分の1以内の額とする。ただし、都市・地域再生緊急促進事業（都市・地域再生緊急促進事業の補助対象等について（平成21年1月27日付け国都まち第85号、国都市第367号、国住備第107号、国住街第202号、国住市第325号）（以下「都市・地域再生緊急促進事業通知」という。）第2の一に規定する事業をいう。以下同じ。）にあつては、当該額に都市・地域再生緊急促進事業通知に基づき算出した額を加えた額とする。

一 調査設計計画費

イ 事業計画作成費

- ① 地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用
- ② 地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用

- ③ 地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する費用
- ④ 対象施設の基本設計に要する費用で、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成 31 年国土交通省告示第 98 号。以下「業務報酬基準」という。）をもとに算出した額を標準とする。
- ⑤ 公園、広場、緑地、駐車場等特別に設計を要する場合について、建築敷地の設計に要する費用
- ⑥ 資金計画作成に要する費用

ロ 地盤調査費

対象施設の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用

ハ 建築設計費

建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。

二 土地整備費

イ 建築物除却費

地区内にある建築物及びそれに付属する工作物の解体除却工事に要する費用

ロ 整地費

建築物除却後の土地の整備に要する費用

ハ 仮設店舗等設置費

コア事業の施行により除却される建築物で営業し、又は居住している者が使用する仮設店舗等の費用で次に掲げるもの。ただし、①から④までのそれぞれの費目が別表に定める仮設店舗等標準単価表により算出した額を超える場合には、その額を限度とする。

- ① 仮設店舗等建設工事費（電気工事、給水工事、排水工事及びガス工事に要する費用で、それぞれの管理を他に移管する部分の工事又はこれらの工事の負担金として要する費用を含む。以下②及び③について同じ。）
 - ② 仮設店舗等移設工事費
 - ③ 仮設店舗等補修工事費
 - ④ 仮設店舗等借上費
 - ⑤ 仮設店舗等購入費
 - ⑥ ①から⑤のほか、特に必要と認めて国土交通大臣の承認した次に掲げる費用
- （イ） 借地権又は借家権取得費（ただし、おのおの当り仮設店舗等

設置費を限度とする。)

(ロ) 用地造成費 (ただし、平方メートル当たり 2,000 円を限度とする。)

(ハ) 共同倉庫建設費 (ただし、1,080 千円を限度とする。)

ニ 補償費等

次に掲げる土地整備に伴い通常生ずる損失の補償に要する費用で、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」(平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 76 号)及び建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針(昭和 38 年 4 月 13 日付け建設省計発第 18 号)(以下「基準等」という。)に準じて算出したもの

- ① 建物補償費 (地区内残留者の建物買収費相当額を含む。)
- ② 工作物補償費
- ③ 立竹木補償費
- ④ 動産移転補償費
- ⑤ 仮住宅補償費
- ⑥ 営業補償費
- ⑦ 地代家賃減収補償費
- ⑧ 移転雑費補償費
- ⑨ 地代補償費
- ⑩ その他農業補償費

- (注) 1 「基準等」のうち「土地等の取得」又は「土地等の使用」とあるのは「土地整備」と読み替えること。
- 2 「基準等」のうち「仮営業所の設置費用」を補償する場合はハ「仮設店舗等設置費」によること。ただし、「基準等」のうち「銀行、郵便局等公益性の強い事業」として、銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する銀行、長期信用銀行法(昭和 27 年法律第 187 号)第 2 条に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、郵便局、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所(従前店舗等の延べ面積が 100 平方メートル以上のものに限る。)について、「仮営業所の設置の費用」を補償する場合においてはこの限りでない。
- 3 「基準等」における「借地代」のうち都市再開発法第 88 条第 1 項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(以下、「密集市街地整備法」という。)第 222 条第 1 項によるものについては、それぞれ同項の規定により期間を算出する

こと。

- 4 「地区内残留者の建物買収費相当額」は、①「建物補償費」に準じて算出すること。

三 まちなか立地に伴い追加的に必要な施設整備費

イ 駐車場整備費

立体駐車場の整備に要する費用

ロ 施設内通行部分整備費

施設内通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

工事費算定式： $P=C \times S1 / S2 + E$

P：施設内通行部分の整備に要する費用

C：対象施設の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S1：補助対象となる施設内通行部分の床面積の合計

S2：対象施設の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

ハ 防音・防振工事費

周辺環境との関係から必要となるもの又は工場と住宅等を一体的に整備する場合に必要な防音・防振工事に要する費用

ニ 電波障害防除設備設置費

電波障害防除施設（対象施設の建設によって、テレビ聴視障害を受けるコア事業地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備費のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の整備に要する費用

ホ 防災関連施設整備費

備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用

四 賑わい交流施設整備費

公益施設のうち地域の住民が随時利用でき、各種のイベント、展示、余暇活動等の地域住民相互の交流の場となる施設（多目的ホール、会議室、公民館、研修施設、展示場、活動スペース、屋内公開広場、学習室、情報センター、図書館等）の整備に要する費用

五 供給処理施設整備費、空地整備費等

市街地再開発事業等の補助対象となる供給処理施設の整備に要する費用、空地の整備に要する費用等

六 施設購入費

都市機能導入施設の購入に要する費用のうち、一から五に相当する費用

七 事務費

一から六の事業に附帯する事務に要する費用。ただし、事業費に $8.5/100$ を乗じて得た額を限度とする。

2 空きビル再生支援

地方公共団体、都市再生機構又は協議会が実施する事業にあつては、次に掲げる費用の合計の 3 分の 1 以内の額とし、民間事業者等が実施する事業にあつては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する額の 2 分の 1 以内で、かつ、当該費用の 3 分の 1 以内の額とする。ただし、都市・地域再生緊急促進事業にあつては、当該額に都市・地域再生緊急促進事業通知に基づき算出した額を加えた額とする。

一 調査設計計画費

イ 事業計画作成費

- ① 地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用
- ② 地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用
- ③ 地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する費用
- ④ 対象施設の基本設計に要する費用で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。
- ⑤ 公園、広場、緑地、駐車場等特別に設計を要する場合について、建築敷地の設計に要する費用
- ⑥ 資金計画作成に要する費用

ロ 地盤調査費

対象施設の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用

ハ 建築設計費

建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。

二 改修工事費

認定基本計画に位置付けられた公益施設、住宅（各戸が 2 以上の居室を有するものに限る。）又は商業等（多数の者が出入りし利用する

ことが想定されるものに限る。以下同じ。) の機能の導入に係る既存建築物の整備費をいう。ただし、当該整備費に 100 分の 23 を乗じた額を限度とし、商業等に係る整備費については、商業等の専有する面積に 2 分の 1 を乗じた面積に係る整備費に限り対象とする。

三 共同施設整備費

空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、他の国庫補助事業を受けて整備した共同施設の撤去を伴う場合には、当該施設の残存価値を控除した額に限る。

イ 空地等整備費

① 通路の整備に要する費用

通路（公衆が対象施設の出入り等に利用する道をいう。）の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

② 駐車施設の整備に要する費用

公衆が常時使用できる非営利的駐車施設の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

③ 児童遊園の整備に要する費用

児童遊園の整備費のうち、整地、側溝、舗装、遊具等の設置及び附帯設備の工事に要する費用

④ 緑地の整備に要する費用

緑地の整備費のうち、造成、植栽及び附帯設備の工事に要する費用

⑤ 広場の整備に要する費用

広場の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

⑥ 地区計画等に定められた施設の整備に要する費用

次に掲げる施設（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に定める道路を除く。）の整備費のうち用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）

(a) 都市計画法第 12 条の 5 第 3 項の規定による再開発等促進区を定める地区計画に定められた同条第 4 項第 2 号の施設で次のいずれかに該当するもの。

1) 密集市街地整備法第 3 条第 1 項の規定による防災再開発促進地区の区域、同法第 32 条第 1 項の規定による防災街区整備地区計画の区域若しくは (i) の住宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、(ii) の倒壊危険性又は (iii) の延焼危険性等の基準に該当するもの（これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。）として地方公共団体が定めた区域におい

て整備されるもので、その面積がおおむね 500 平方メートル以上で、工事完了後、地方公共団体が管理するもの。

(i) 住宅市街地の密集度

1 ヘクタール当たり 80 戸以上の住宅が密集する一団の市街地であること（市街地の街区の特性を勘案して一戸当たりの敷地面積が著しく狭小な住宅（3 階建て以上の共同住宅を除く。）が大半（2 / 3 以上）を占める街区を含むものに限る。）

(ii) 倒壊危険性

大規模地震による倒壊危険性の高い住宅が過半を占めていること

(iii) 延焼危険性及び避難、消火等の困難性

耐火に関する性能が低い住宅が大半（2 / 3 以上）を占めており、かつ、幅員 4 m 以上の道路に適切に接していない敷地に建つ住宅が過半を占めていることに該当するもの

2) 面積がおおむね 1,000 平方メートル以上のもの

(b) 密集市街地整備法第 32 条第 1 項の規定による防災街区整備地区計画に定められた同条第 2 項第 2 号の施設

ロ 供給処理施設整備費

① 給水施設の整備に要する費用

給水の用に供する施設のうち、外部の給水幹線、ポンプ施設及び槽（高置式、中間式、地下式をいう。以下同じ。）相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに水槽の整備に要する費用

② 排水施設の整備に要する費用

排水の用に供する施設のうち、外部の下水道本管、ポンプ施設及び処理施設相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに処理施設の整備に要する費用

③ 電気施設の整備に要する費用

配電の用に供する施設のうち、外部の幹線、受変電設備及び自家発電設備相互をつなぐケーブル、受変電設備並びに自家発電設備の整備に要する費用

④ ガス施設の整備に要する費用

ガス供給の用に供する施設のうち、外部の本管、ガスガバナー相互をつなぐ管路及びガスガバナーの整備に要する費用

⑤ 電話施設の整備に要する費用

電話施設のうち、外部の電話幹線、配線盤相互をつなぐケーブル及び配線盤の整備に要する費用

- ⑥ ごみ処理施設の整備に要する費用
ごみ処理の用に供する施設のうち、共同貯じん槽、共同ごみ搬送設備及び共同ごみ圧縮設備の整備に要する費用
- ⑦ 情報通信施設の整備に要する費用
情報通信施設のうち、外部の情報通信幹線、電子交換器相互をつなぐケーブル、配線盤及び電子交換器の整備に要する費用
- ⑧ 熱供給施設の整備に要する費用
熱供給施設のうち、プラント、プラント及び熱交換器（これに類する機器を含む。以下同じ。）相互をつなぐ管路並びに熱交換器の整備に要する費用

ハ その他の施設整備費

- ① 消防施設の整備に要する費用
消防の用に供する施設のうち、消火及び警報の施設の整備に要する費用
- ② 避難施設等の整備に要する費用
避難施設等のうち、排煙設備、非常用照明装置、防火戸（道路、階段及び出入口に設けるものをいう。）及びヘリコプターの緊急離着陸場の施設の整備に要する費用並びにヘリコプターの緊急離着陸場を設置することによる構造補強に要する費用
- ③ 電波障害防除施設の整備に要する費用
電波障害防除施設（対象施設の建設によって、テレビ聴視障害を受ける地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備費のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の整備に要する費用
- ④ 監視装置の整備に要する費用
監視装置（防犯カメラ、防犯システム等を含む。）の整備に要する費用のうち、給水施設、受変電設備、消防施設、エレベーター、エントランス、駐車場等に係る監視装置の整備に要する費用
- ⑤ 避雷設備の整備に要する費用
- ⑥ 立体的遊歩道、人工地盤等の施設の整備に要する費用
- ⑦ 電気室及び機械室の建設に要する費用
- ⑧ 共用通行部分の整備に要する費用
共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

工事費算定式： $P=C \times S1 / S2 + E$

P：共用通行部分の整備に要する費用

C：対象施設の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S1：補助対象となる共用通行部分の床面積の合計

S2：対象施設の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑨ 駐車場の整備に要する費用

駐車場整備の必要性の高い地区における駐車場の整備に要する費用（ただし、地方公共団体が施行する事業について駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなし、地方公共団体以外の者が施行する事業について駐車場を特定の者の専用として処分し、かつ、その処分価額が当該費用の $1/3$ を超える場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額に $3/2$ を乗じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。）

⑩ 歴史的建築物等の再生に要する費用

歴史的建築物等の構造の補強に要する費用

⑪（対象施設の中の）公共用通路の整備に要する費用

都市交通への円滑な通行の確保に資する日常的に一般開放される通路の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの。

工事費算定式： $P = \left[C \times S1 / S2 + E \right] \times 3/4$

P：公共用通路の整備に要する費用

C：対象施設の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S1：補助対象となる公共用通路の床面積の合計

S2：対象施設の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑫ 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用

誰もが円滑に利用できる便所（高齢者、障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者等が円滑に利用できるもの

とし、特定の施設で独占的に使用するものを除く。)、緊急連絡装置及び子育て支援に資する施設の整備に要する費用

⑬ 共用搬入施設の整備に要する費用

共用搬入施設（リフト等の貨物搬送用の施設及び荷捌きスペースをいう。）の整備に要する費用

⑭ 防音・防振工事に要する費用

周辺環境との関係から必要となるもの又は工場と住宅等を一体的に整備する場合に必要な防音・防振工事に要する費用

⑮ 防災関連施設の整備に要する費用

備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用

⑯ 集会所、管理事務所及びサービスフロントの整備に要する費用

四 賑わい交流施設整備費

公益施設のうち地域の住民が随時利用でき、各種のイベント、展示、余暇活動等の地域住民相互の交流の場となる施設（多目的ホール、会議室、公民館、研修施設、展示場、活動スペース、屋内公開広場、学習室、情報センター、図書館等）の整備に要する費用

五 施設購入費

認定基本計画に位置付けられた公益施設、住宅（各戸が2以上の居住室を有するものに限る。）又は商業等の機能の導入に係る既存建築物又はその一部の購入費のうち、次に掲げるものをいう。

① 駐車場購入費

立体駐車場の購入に要する費用

② 施設内通行部分購入費

施設内通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の購入に要する費用で、次の算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

工事費算定式： $P=C \times S1 / S2$

P：施設内通行部分の購入に要する費用

C：対象施設の購入費

S1：対象施設全体における施設内通行部分の床面積の合計

S2：対象施設全体の延べ面積

③ 電波障害防除設備購入費

電波障害防除施設（対象施設の建設によって、テレビ聴視障害を受け

るコア事業地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。)のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の購入に要する費用

④ 防災関連施設購入費

備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の購入に要する費用

⑤ 賑わい交流施設購入費

賑わい交流施設の購入に要する費用

六 事務費

一から五の事業に附帯する事務に要する費用。ただし、事業費に 8.5/100 を乗じて得た額を限度とする。

3 賑わい空間施設整備

地方公共団体、都市再生機構又は協議会が実施する事業にあつては、次に掲げる費用の合計の 3 分の 1 以内の額とし、民間事業者等が実施する事業にあつては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する費用の 2 分の 1 以内で、かつ、当該費用の 3 分の 1 以内の額とする。ただし、都市・地域再生緊急促進事業にあつては、当該額に都市・地域再生緊急促進事業通知に基づき算出した額を加えた額とする。

一 調査設計計画費

イ 事業計画作成費

① 地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用

② 地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用

③ 地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する費用

④ 公開空地の設計に要する費用

⑤ 資金計画作成に要する費用

ロ 地盤調査費

対象施設の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用

二 建築物除却費

地区内にある建築物及びそれに付属する工作物の解体除却工事に要する費用

三 公開空地整備費

再生事業計画に定められたおおむね 10 年以上利用される公開空地の整備に要する費用

四 施設購入費

賑わい空間施設の購入に要する費用のうち、一から三に相当する費用

五 事務費

一から四の事業に附帯する事務に要する費用。ただし、事業費に 8.5/100

を乗じて得た額を限度とする。

4 計画コーディネート支援

地方公共団体、都市再生機構又は協議会が実施する事業にあつては、次に掲げる費用の合計の3分の1以内の額とし、民間事業者等が実施する事業にあつては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する費用の2分の1以内で、かつ、当該費用の3分の1以内の額とする。

一 再生事業計画の作成に要する費用（補助期間は最初の交付決定のあった年度から5年間かつ通算3年間を限度とする。）

イ 住民意向調査等

住民の意向調査、住民に対する計画の広報及びまちづくりの啓発活動

ロ コンサルタント派遣

住民による中心市街地における暮らし・にぎわいの再生に関する研究、意見の調整等に資するコンサルタント派遣

ハ 暮らし・にぎわい再生事業計画作成

各街区の整備方針、対象施設、建築敷地及び公共施設の整備計画の概要並びに整備計画に従って行われる主要な事業の事業計画の概要等の作成

二 コーディネート業務に要する費用（総事業費は60,000千円を限度とし、補助期間は最初の交付決定のあった年度から5年間を限度とする。）

イ まちづくり活動支援

まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援、住民に対するまちづくりの啓発、人材育成、住民の意見の調整

ロ 計画立案・調整

土地利用計画並びに対象施設、建築敷地及び公共施設の整備計画の作成のための調査、整備手法及び整備手順の検討、関係機関等との調整

5 関連空間整備

地方公共団体、都市再生機構又は協議会が実施する事業にあつては、次に掲げる費用の合計の3分の1以内の額とし、民間事業者等が実施する事業にあつては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する費用の2分の1以内で、かつ、当該費用の3分の1以内の額とする。ただし、都市・地域再生緊急促進事業にあつては、当該額に都市・地域再生緊急促進事業通知に基づき算出した額を加えた額とする。

一 駐車場の整備費

再生事業計画に定められた駐車場の整備費。ただし、対象施設に係るコア事業の区域内に設置されるものと代替関係にある駐車場については、標準駐車場条例（平成6年1月20日付け建設省都再発第3号都市局長通達）

による附置義務相当分（大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項に基づく大規模店舗が配慮すべき事項に関する指針に基づく必要台数が標準駐車場条例による附置義務台数を上回る場合は、当該必要台数分とする。）の整備費に限るものとし、それ以外の駐車場については、1 事業地区当たりおおむね 500 台の駐車場の整備に要する費用を限度とし、当該駐車場の整備に要する費用の 4 分の 1 に相当する額を限度とする。

二 緑化施設等の整備費

再生事業計画に定められた植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等の整備費

三 施設購入費

関連空間の購入に要する費用のうち、一及び二に相当する費用

6 第 1 項、第 2 項及び第 3 項の調査設計計画に係る事業の全部又は一部について当該事業を行う者が直営で行う場合は当該事業に要する人件費、旅費及び庁費を計上するものとする。

7 次の要件に該当する都市機能導入施設に係るコア事業については、地方公共団体、都市再生機構又は協議会が実施する事業にあつては、第 1 項又は第 2 項に掲げる費用の合計の 15 分の 1 以内の額を、民間事業者等が実施する事業にあつては、第 1 項又は第 2 項に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する額の 2 分の 1 以内で、かつ、当該費用の 15 分の 1 以内の額を、第 1 項又は第 2 項に規定する補助金の額に加算することができる。

一 認定基本計画に位置付けられた公益施設の延べ面積の合計が都市機能導入施設の専有部分の延べ面積の合計の 10 分の 1 以上であること。

二 認定基本計画に位置付けられた公益施設、住宅（各戸が 2 以上の居住室を有するものに限る。）、商業等の延べ面積の合計が、都市機能導入施設の専有部分の延べ面積の合計の 3 分の 2 以上であること。この場合において、商業等の延べ面積の合計については、当該面積に 2 分の 1 を乗じた数値を用いるものとする。

8 第 1 項第 2 号に規定する土地整備費については、協定等により事業の一体性・連続性が確保される場合に限り、その他の施設整備と異なる主体が行うものについて補助の対象とする。

第 4 指導監督事務及び指導監督事務費

1 指導監督事務

都道府県知事は、暮らし・にぎわい再生事業の円滑な進捗を図るため、市町村（指定都市を除く。）又は協議会に対し、必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は検査しなければならない。

2 指導監督事務費

国は、都道府県知事が行う前項の指導監督に要する費用として、当該年度における都道府県の区域内で行う暮らし・にぎわい再生事業に要する費用のうち、国土交通大臣が定める割合に相当する額を都道府県に交付する。ただし、この額によることが著しく不適當である場合は、この率によらないことができる。

第5 補助金等の経理

- 1 補助事業者又は都道府県知事は、国の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、暮らし・にぎわい再生事業の完了後5年間保存しなければならない。
- 2 補助事業者が「補助事業等における残存物件の取扱について」（昭和34年3月12日付建設省会発第74号）に定められている備品を購入した場合は、台帳を作成し、当該備品の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

第2 経過措置

- 1 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成18年法律第54号）の施行日から3年経過するまでは、本要綱中「認定基本計画に位置付けられた」を「認定基本計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれる」と読み替えるものとする。
- 2 都市再生推進事業費補助要綱（平成12年3月24日建設省経宅発第37—3号、建設省都計発第35—3号、建設省住街発第24号）第17条から第17条の3を削る。ただし、本要綱の施行の際、都市再生推進事業費補助交付要綱に基づき行われている暮らし・にぎわい再生事業については、本要綱の規定を適用する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

第1 施行期日

改正後の要綱は、平成21年1月27日から施行する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 経過措置

- 1 平成 24 年度末までは、本要綱中「認定基本計画に位置付けられた」を「認定基本計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれる」と読み替えるものとする。
- 2 平成 20 年度末までに国土交通大臣の同意を得た暮らし・にぎわい再生事業計画に記載された事業については、改正後の暮らし・にぎわい再生事業制度要綱及び暮らし・にぎわい再生事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、従前の例により補助対象とすることができる。

附 則

第 1 施行期日

改正後の要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 施行期日

改正後の要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 施行期日

改正後の要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 仮設店舗等設置費標準単価表

(単位：千円／戸)

構造／耐用年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
木造	1,880	1,970	－	－	－
軽量鉄骨 スチールパイプ造	1,920	2,090	2,220	2,390	2,510